埼玉県消防広域化推進計画の改定について

埼玉県消防課

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

1. 消防が直面する課題
2. 消防の広域化等の位置づけ
3. 消防広域化に向けたこれまでの本県の取組
4. 消防広域化に繋がる指令業務の共同運用の取組
5. これまでの消防広域化によって得られた効果
6. 今後の消防広域化に向けた考え方

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

1 消防が直面する課題

■人口減少社会の到来・高齢化の進展

・各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化が進行
・生産年齢人口の減少による財政面の制約や人材確保の厳しさ
・高齢化に伴う救急需要の増加

■激甚化・頻発化する災害への対応

・激甚化・頻発化する自然災害に対応した消防体制の整備が必要

■感染症の拡大等の社会環境の変化への的確な対応

・救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加

■ＤＸ進展への対応

・Live119など新たな機能を有する高機能消防指令センターの整備
・予防、救助、救急等の各分野でＤＸの進展及びそれらに対応できる専門人材の育成・確保

国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

2 消防の広域化等の位置づけ

【消防組織法】

・市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。
（法第6条）

・消防庁長官は、自主的な市町村の広域化を推進するため基本指針を定める
（法第32条）

・県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合、国の基本指針に基づき推進計画を定める
（法第33条）

埼玉県消防広域化推進計画

平成20年3月策定
（平成31年3月一部改定）

○ 市町村の消防の広域化に関する基本指針

消防広域化とは、二以上の市町村が消防事務を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

○ 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能。平成３１年以降、広域化した７地域のうち５地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

○ 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

消防の広域化及び連携・協力を推進する期間を令和11年4月1日までとする。

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

2 国の基本指針の改定（令和6年4月）

【背景】
- 大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
- 全消防本部の約６割が管轄人口10万人未満である。
 →広域化の進捗が未だ十分とは言い難い状況。
 　平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
- 指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

○令和６年４月【第Ⅳ期】

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び

「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正

・推進期限：令和11（2029）年４月１日（５年延長）

・地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を新たに位置づけ

・連携・協力の類型を見直し、７つの類型（指令の共同運用、消防用車両の共同整備 等）を提示

・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

3 消防広域化に向けたこれまでの本県の取組

平成20年3月「埼玉県消防広域化推進計画」策定
（平成31年3月　一部改定）

・県内７ブロックをめざすことを規定（政令市レベル）
・特に小規模消防本部の消防広域化推進を後押し
・指令の共同運用等一部の事務を複数消防本部が共同して行う連携・協力も推進

広域化　４地域で実現

計画策定時（H20.3）	現在
３６消防本部	２６消防本部

＋

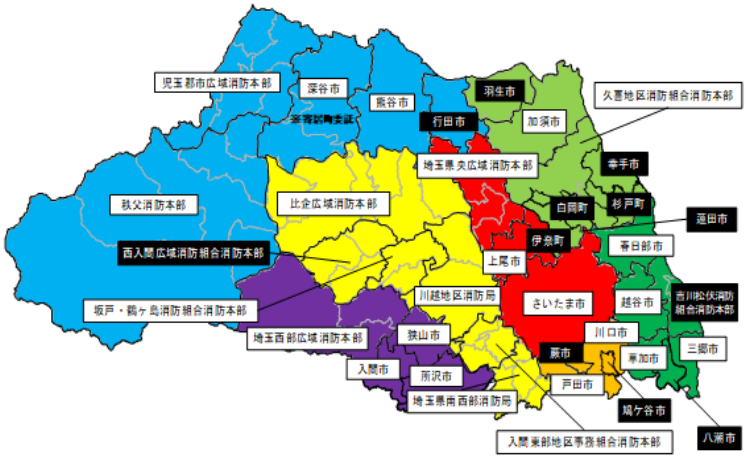
指令業務の共同運用　３地域で運用

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

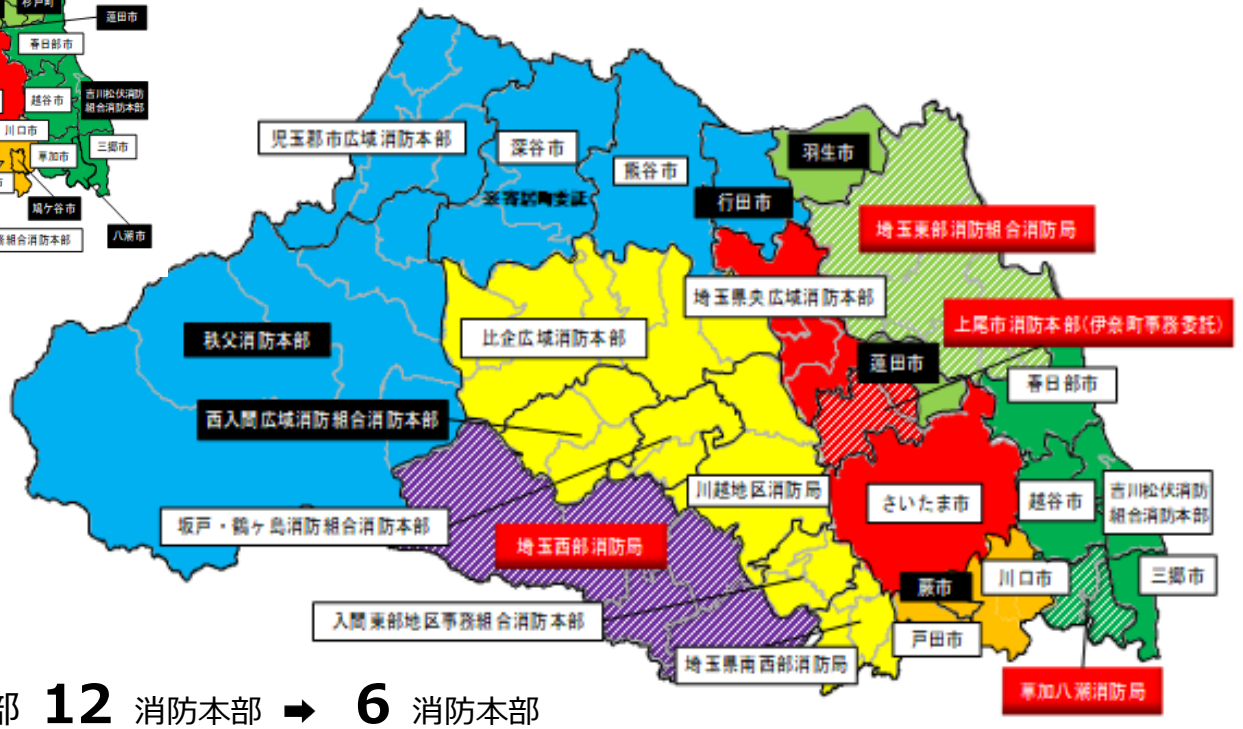
3 消防広域化に向けたこれまでの本県の取組

消防広域化の進捗状況（R８.4.1現在）

計画策定時(H20.3月) **36** 消防本部



現在（R８.4月） **26** 消防本部



○○○ ･･･広域化した消防本部

○○○ ･･･小規模消防本部

○○○ ･･･消防本部

小規模消防本部 **12** 消防本部 ➡ **6** 消防本部

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

3 消防広域化に向けたこれまでの本県の取組

■これまでの計画策定・改正の状況

・平成20年3月に「埼玉県消防広域化推進計画」を策定して以降、国の基本指針の改定に合わせて見直しを行ってきた。

■令和6年度の状況

・令和５年度の国の指針改定を踏まえ改定案を作成したが、八潮市道路陥没事故の発生を受け、改定内容を改めて検討することとした。

■令和7年度の状況

・**令和8年3月「八潮市中央一丁目交差点道路陥没救助事案に関する検討委員会最終報告書」**（草加八潮消防局）

→「市町村消防が情報収集するには限界がある」「消防機関の様々な協定を有効に活用し、なるべく早く広域応援要請する形が重要」

・**令和8年3月「救助技術の高度化等検討会報告書 地下閉鎖空間における救助技術の高度化」**（総務省消防庁）

→「高度な判断や調整が見込まれる場合は、他の消防機関等に指揮支援や調整支援を積極的に要請することが肝要」「継続的に新たな救助手法や資機材の救助施策・制度への反映が行われることが望ましい」

いずれも、消防機関の連携や消防力強化の重要性に触れている

消防の広域化を推進していくべき

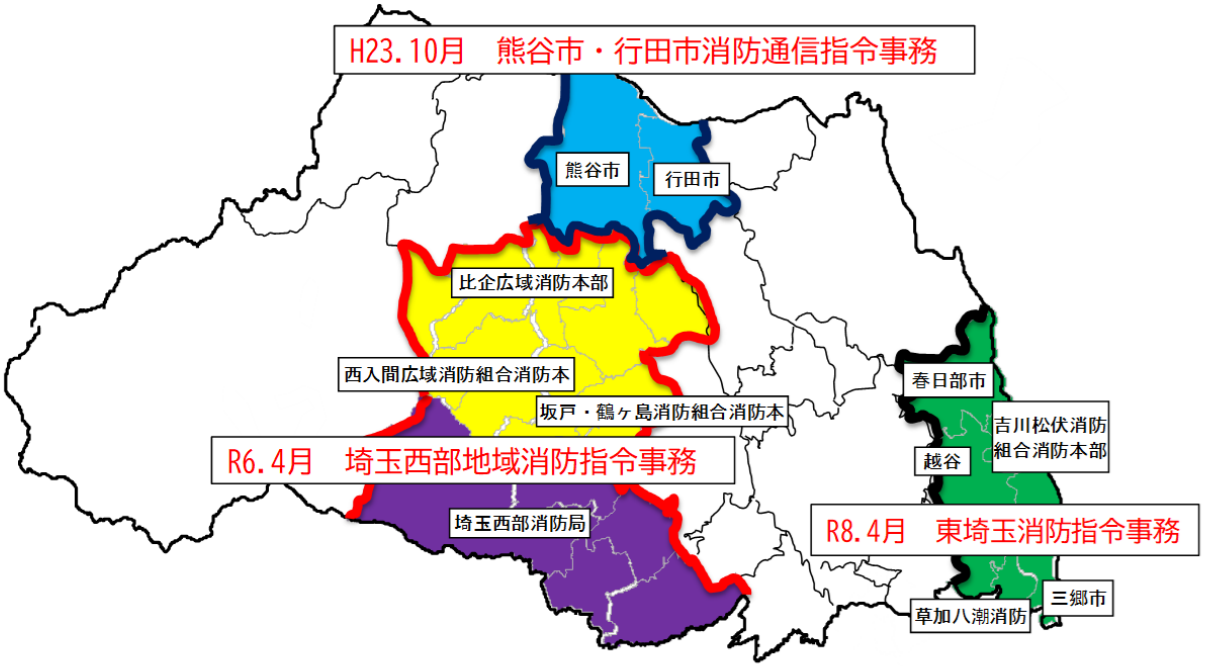
埼玉県消防広域化推進計画の改定について

4 消防広域化に繋がる指令業務の共同運用の取組

指令業務の共同運用の実績（R８.4.1現在）

指令業務の共同運用とは、複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行うこと。

共同運用開始日	実施主体	構成消防本部
H23.10.1	熊谷市･行田市消防通信指令事務協議会	熊谷市消防本部、行田市消防本部
R6.4.1	埼玉西部地域消防指令事務協議会	埼玉西部消防局、坂戸･鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部、西入間広域消防組合消防本部
R8.4.1	東埼玉消防指令業務共同運用協議会	越谷市消防局、三郷市消防本部、吉川松伏消防組合消防本部、春日部市消防本部、草加八潮消防局



埼玉県消防広域化推進計画の改定について

4 消防広域化に繋がる指令業務の共同運用の取組

■消防指令業務の共同運用に関する情報交換会

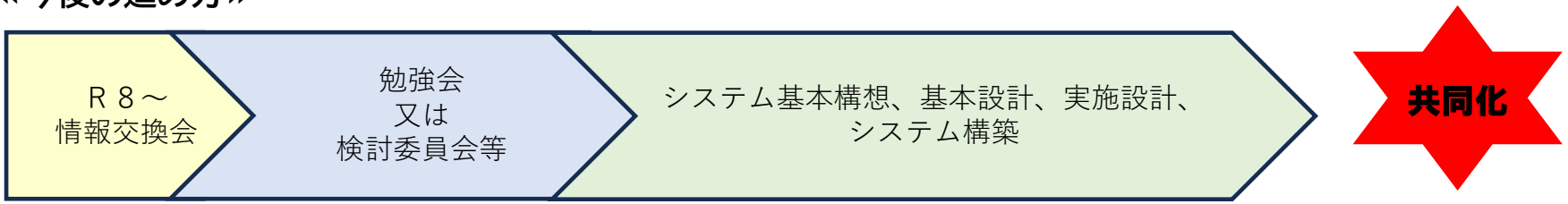
県内の各消防指令センターの将来的な一元化を目標に、まずは対応可能な消防本部との共同運用を念頭に置きながら、県内の消防本部との情報交換を開催し、検討を進めている。

◆第１回情報交換会
日　時：令和7年12月16日 15時～17時
場　所：危機管理防災ｾﾝﾀｰ 本部会議室
出　席：26消防本部及び県消防課の担当職員
主な議題：①共同運用の考え方と方向性
②調査結果の報告
③次回に向けた課題検討の依頼

◆第２回情報交換会
日　時：令和8年3月18日 15時～17時
場　所：危機管理防災ｾﾝﾀｰ 本部会議室
出　席：26消防本部及び県消防課の担当職員
主な議題：①他県視察結果、検討用ﾂｰﾙの紹介
②検討課題に対する意見交換
③首長報告等について

◆第３回情報交換会
日　時：令和8年5月22日 15時～17時
場　所：危機管理防災ｾﾝﾀｰ 本部会議室
出　席：26消防本部及び県消防課職員
主な議題：①昨年度の振り返り
②先進事例の紹介
③情報交換

≪今後の進め方≫



埼玉県消防広域化推進計画の改定について

5 これまでの消防広域化によって得られた効果

（１）住民サービスの向上

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
初動体制の強化	・市境の現場への救急車到着時間が短縮 ・火災発生時の初期出動台数 ３～５台→９台出動に拡充	・H27.1.16から指令を統合し直近方式に変更（市境の現場への現場到着時間が短縮) ・火災発生時の初期出動台数 ５台→８台出動に拡充	・出動区域の見直しにより市境の救急車到着時間短縮 （１分～2.5分） ・火災発生時の初期出動台数 ７～10台→全区域10台に統一 ・待機部隊の確保（ポンプ） ０～１台→４台に拡充

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

5 これまでの消防広域化によって得られた効果

（２）人員配備の充実

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
現場要員の増	・総務及び指令部門から４６人を現場に配置(当時の全職員数：８６６人)	・総務及び指令部門から４２人を現場に配置（当時の全職員数：６４０人）	・総務及び指令部門から１０人を現場に配置（当時の全職員数：３２９人） ・乗換運用の救急車２隊のうち１隊を専従化
業務の高度化・専門化	・高度救助隊、山岳救助隊、水難救助隊の新設 ・指揮隊の増員（２人→４人）	・水難救助部隊、高度救助隊の新設 ・局内に救急課を設置 ・３消防署に指揮隊を新設し、４隊体制とした。	・高度救助隊の新設 ・指揮隊・救助隊の人員を増員した。

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

5 これまでの消防広域化によって得られた効果

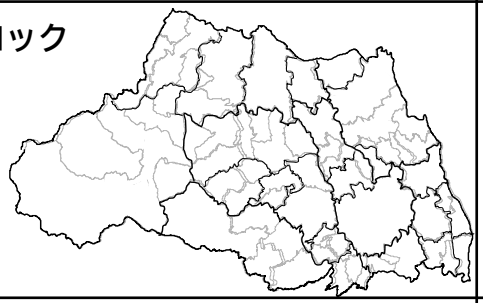
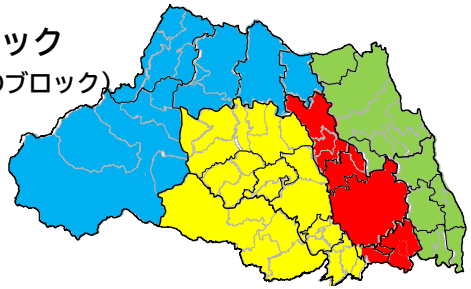
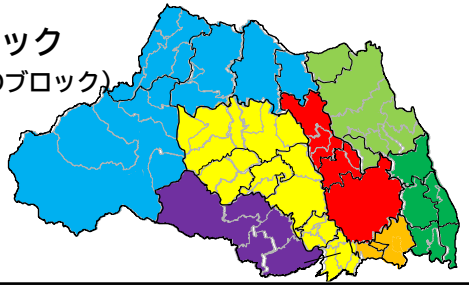
（３）消防体制基盤の強化

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
装備の効率的運用	・重複するはしご車、化学車の見直し 一括入札等5年間で約7.2億円の削減	・ＮＢＣ部隊の専門化で資機材集約による節減 ・はしご車のうち１台を屈折型に置き換えるなど、多様な機能の車両を導入	・はしご車のうち１台を屈折型に置き換えて機能向上 ・車両配置の見直しによる出動体制の効率化 ・市境解消による出動計画見直しにより、頻繁に発生していた救急隊全隊出動の状況が解消
無線デジタル化	・単独整備に比較して５億９千万円の削減（総額１７億４千万円→１１億５千万円）	・単独整備に比較して４億６千万円の削減　（総額１３億５千万円→８億９千万円）	・単独整備と比較して５億２千万円の削減　（総額７億９千万円→２億７千万円）
その他	・職員年齢の平準化が図られた ・訓練施設の有効利用 他の構成市の訓練施設が利用可能に	・職員ローテーション活性化 異動先が４～11課署から23課署へ ・職員モチベーションの向上 消防大学校への研修派遣の拡大 ・単独では実施しにくかった庁舎の大規模修繕 ・訓練施設の重点運用による訓練体制の充実	・職員年齢構成の相互補完 ・異動先の増加（５～９課署→１５課署） ・構成市の訓練施設が利用可能に

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

6 今後の消防広域化に向けた考え方

① 広域化対象市町村の組合せ

	メリット／デメリット	備　考
◆１ブロック 	【 メリット 】 ・広域化による効果（装備の充実、人員・財政の効率化等）が最も大きい 【デメリット】 ・**実現には、全ての市町村の同意が必要** ・職員の勤務条件（勤務地など）に配慮を要する	・「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（総務省消防庁）で**理想的な消防本部のあり方**とされている ※消防本部の賛成：7本部
◆４ブロック （消防長会のブロック） 	【 メリット 】 ・現行計画よりも広域的な組み合わせとなり、迅速な応援の実現などの効果も大きい ・**県下消防相互応援協定に基づくブロック**であり日頃から訓練や研修でつながりができている 【デメリット】 ・実現までに相当の時間を要する	・広域化のブロックとして示すのは初めて ※消防本部の賛成：２本部
◆７ブロック （現行計画のブロック） 	【 メリット 】 ・現行計画で採用している組合せなので理解され易い 【デメリット】 ・**現行計画からの進展に乏しい**	・広域化を実現したブロックがある ※消防本部の賛成：１３本部

※上記の３つの組合せ以外を希望した消防本部：４本部

埼玉県消防広域化推進計画の改定について

6 今後の消防広域化に向けた考え方

② 連携・協力

■県一元化を見据えた消防指令業務の共同運用への取組

【指令業務の共同運用による効果】

・人口減少社会において、激甚化・頻発化する自然災害等への対応と消防力の維持・強化を両立させ、県民の安全・安心な暮らしを確保する

・消防指令センターの共同運用が県内全域に広がることで、多数の消防本部の職員間の交流や意識の共有、消防事務の共同処理の実績が蓄積され、将来的には、理想的な消防広域化の実現につながっていく

【さいたま市を中心とした県一元化の動き】

・消防指令センターの県内一元化は、消防の連携・協力を大きく前進させるだけでなく、指令センターの整備費・保守運用経費の削減、現場要員の充実などの効果も見込まれる

≪令和８年度以降のスケジュール（予定）≫

R８	R９	R１０	R１１	R１２	R１３	R１４	R１５	R１６	R１７	R１８	R１９	R２０
情報交換会	勉強会	勉強会	検討委員会	検討委員会	検討委員会	検討委員会	検討委員会	検討委員会	検討委員会	⇔ 運用開始の目標		

【県の取組】

・「県消防広域化推進計画」に県内一元化に向けた取組方針を明記する